

議案第1号 都市行財政制度の改善について

- 1 地方の自主的かつ自立的な行政運営を可能とするため、市町村の意見を十分に反映し、国と地方の役割の抜本的見直しや基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しを図るなど、真の改革を強力に推進すること。
併せて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法案）の早期成立を実現すること。
- 2 国の「財政運営戦略」における地方の一般財源総額の確保に基づき、総額確保の確実な実行を図るとともに、地方税・地方交付税について次の措置を講じること。
 - (1) 国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るため、消費税を含めた基幹税による税源移譲を行い、地域間における税収偏在のない税体系を構築すること。
 - (2) 地方財政計画の適正化を図ったうえで、財源保障と財源調整の両機能を堅持するとともに、地方交付税総額の安定的確保を図ること。
 - (3) 地方交付税の算定については、都市的財政需要の実態に即し、且つ地方自治体の経営努力が充分に反映されるよう算定方法の見直しを図ること。
 - (4) 地方交付税が地方固有の共有財源であることを明確にするため、地方自治体の自立と連帶を進める「地方共有税」に改めること。
- 3 国庫補助金等の一括交付金化については、地方の自由度を高めることはもとより、市町村の意見を十分に踏まえ、事業実施に支障が生じないよう、現行補助金等の総額を確保するとともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。
- 4 公立病院特例債において、利払い額の一部についてのみ交付税措置の対象とされているが、元金償還のための一般会計からの繰入金についても対象とするとともに、補償金免除繰上償還制度の拡充を図ること。
- 5 土地開発公社経営健全化計画の着実な推進を図るため、土地開発公社の保有する土地を自治体が買い戻すための地方債制度について、さらなる財政措置を講じること。
- 6 市街化調整区域と市街化区域とでは、農地に対する固定資産税額に大きな差があることから、市街化区域農地の課税について軽減策を講じること。
- 7 「国と地方の協議の場」を有効に機能させる一環として、各省庁と住民に一番身近な基礎自治体が情報や意見を広く議論・交換し、政策に反映していく場を常設すること。
- 8 税務行政の更なる効率化を図るため、個人住民税の扶養親族申告書等国税当局の類似の申告書の国と市町村との共同印刷にかかる経費の支払いについては、地方税電子化協議会の業務とすること。

議案第2号 医療保険制度の改革等の推進について

1 医療保険制度については、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国が保険者となって、すべての国民を対象とする制度への一本化を図ること。なお、制度の一本化に当たっては、十分な準備期間を設けること。

医療保険制度の一本化が図られるまでの間は、国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

2 国民健康保険制度の健全な運営を確保するため、次の措置を講じること。

- (1) 制度改正にかかる政令改正等の早期周知と電算システムの改修に係る経費等について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 特定健診・保健指導について、実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減額措置を撤廃すること。
- (3) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施及び保険料（税）の収納率による国の負担金・交付金の減額措置を廃止すること。
- (4) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

3 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。

- (1) 後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、保険料を抑制するため、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 後期高齢者医療制度に代わる新たな医療制度については、国の責任を明確にし、持続可能で分かりやすく安定した制度とともに、被保険者や市町村に新たな負担が生じることのないよう国において万全の対策を講じること。また、新制度の構築に伴うシステム構築・改修費等に対して十分な財政措置を講じるとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間を設けること。

4 市町村が行う予防接種に対する財政措置の拡充を図るとともに、医学的判断により生後6ヶ月以降1歳に達するまでの期間に行われるBCG接種、定期予防接種が事実上中止されていた期間に定期接種対象外の月齢に達した者に対する日本脳炎の予防接種、乳幼児へのヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、流行性耳下腺炎ワクチンの予防接種、新型インフルエンザワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンの予防接種を定期接種として位置付けること。

5 障害者の自立と社会参加を確実かつ安定的に支援するため、障害者自立支援制度等について、次の措置を講じること。

- (1) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう報酬額の水準確保を図ること。特に障害者グループホーム・ケアホームについては、24時間支援体制が可能となるよう報酬額を改善すること。
- (2) 地域生活支援事業の実施などについて、市町村及び利用者の負担増にならないよう十分な財政措置を講じること。
- (3) 制度改正にあたっては、事業の円滑な推進を図るために市町村と十分協議すること。また、制度改革に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。

- (4) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、割引対象車両の制限を撤廃するとともに、制度利用に係る手続きを簡素化するよう、有料道路事業者への指導を行うこと。
- (5) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。
- (6) 障害者自立支援制度に代わる新たな障害者制度については、現行の負担軽減策を継続させるとともに、分かりやすく安定した制度とすること。
- (7) 強度行動障害者への支援体制の整備を図るため、特別支援加算制度を創設すること。
- (8) 障害者に対する虐待防止について、法整備を進めるなど一層の充実を図ること。
- (9) 精神障害者の日中活動系サービスによる体験利用ができるよう制度改正を講じること。

6 寡婦の医療費について、国の責任において軽減策を講じること。

7 がん対策の一層の充実を図るため、女性特有のがんをはじめとするがん検診事業を継続するとともに、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など検診体制の充実に対しても十分な財政措置を講じること。

8 地方が単独で実施している各種医療費助成について、その重要性や必要性に鑑み、国において早期に制度化すること。また、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

9 年金受給者が安心して生活できるよう、最低保障年金等を含む年金制度の充実を図ること。また、在日外国人等の制度的無年金の障害者及び高齢者について、国の責任において救済措置を講じること。

10 生活保護制度の抜本改革について、次の通り特段の措置を講じること。

- (1) 「働くことができる人は働く社会」の実現に向けて、稼働可能層の就労自立を促進するため、生活保護制度に優先する「雇用・労働施策」を国の責任において実施するとともに、高齢者層については生活保護から分離し、年金制度と整合した生活保障制度を新設するなど、社会保障制度全体のあり方を含めた抜本的な改革を行うこと。
- (2) 生活保護制度においては、稼働可能な受給者の自立を促進するため、就労へのインセンティブが働く制度設計を行うとともに、社会奉仕への参加など働く習慣付けにつながる仕組みを導入すること。また、悪質な不正事案に厳正に対応するため、実施機関である自治体の調査権の強化や貧困ビジネスに対する法規制を実施するほか、医療扶助等の適正化に向け、過剰な医療行為を審査する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則強化を図るなど、不正を許さない制度を構築すること。
- (3) 生活保護は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、人件費を含む経費を全額国が負担すること。
- (4) 国が本年3月に設置を表明した「生活保護制度に関する国と地方の協議の場」において、地方と対等な立場で十分な協議を行うこと。
- (5) 老齢加算の再開や夏季加算の創設を行うとともに、地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有（使用）が可能となるよう改善を図ること。

議案第3号 少子高齢化対策等について

1 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。

- (1) 子ども手当の本格的な制度設計にあたっては、現金給付とサービス給付にかかる国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、幅広く検討する場を設け、市町村の意見を十分反映し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するとともに、市町村の事務負担を極力軽減すること。

また、制度創設の目的と政策効果をより發揮する観点から、未納・滞納の保育料や給食費等に充当できる制度とすること。

さらに、資格認定については、認定請求のあった日の翌月からではなく、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。

- (2) 国の責任において、乳幼児医療費の無料化制度を創設するとともに 子どもの医療費負担軽減措置の充実と適用範囲の拡大を図ること。

- (3) 児童扶養手当について、所得制限限度額の緩和等を行うとともに、一部支給制限措置を見直すこと。また、児童扶養手当と公的年金の併給を可能とし、子育て支援施策の充実を図ること。

- (4) 父子家庭を母子及び寡婦福祉貸付金の対象に加えるなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する福祉施策の充実を図ること。

- (5) 妊婦健康診査の公費負担拡充について、恒久的な制度化を図るとともに、一層の財政措置を講じること。

- (6) 放課後児童健全育成事業について、補助対象や基準額の見直しを行うなどさらなる財政措置を講じること。

- (7) 特別な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒の支援にかかる教職員等の配置について、一層の措置を講じること。

2 小児科、産科や内科、外科などの医師確保について、地域における医師偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療提供体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。また、看護師の確保についても、必要な支援策の充実を図ること。

地域の中核病院である社会保険病院及び厚生年金病院は、国の責任において維持・存続を図るとともに、経営基盤の安定化を図るため、十分な措置を講じること

3 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるので、将来にわたって市町村の財政負担が過重とならないような財政措置を講じるとともに介護保険制度の円滑な運営について必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。

- (1) 介護給付費負担金（施設等給付費 20%・居宅給付費 25%）の別枠で調整交付金の財源を確保すること。

- (2) 第5期介護保険事業（支援）計画における介護保険料算定に当たっては、急激な上昇を緩和するため、引き続き特例交付金などの財源措置を講じること。また、保険料・利用料などについての高齢者等低所得者対策について、国の責任において、総合的かつ統一的な対策を講じること。

- (3) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務について、地域の実情に即して、介

護支援専門員への委託限度数や介護報酬の見直しを行うこと。

- (4) 第1号保険料の設定方法について、より公平な保険料設定となるよう現行の世帯概念を用いている賦課方法の見直しを行うこと。
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者への負担軽減措置を講じること。
- (6) 介護従事者の処遇をさらに改善すること。
- (7) 介護保険適用除外施設が所在する市町村の負担を是正する措置を講じること。
- (8) 老人介護支援センターに対する運営助成を行うこと。

4 児童虐待防止対策について、虐待の再発を防止する観点から加害者に対する更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、市町村が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

5 高齢者が社会の担い手として、知識・経験・能力を活かしていきいきと働き、社会活動に参加することを支えるよう、シルバー人材センター運営助成について、今後ともその水準を確保すること。

議案第4号 都市基盤の整備促進等について

- 1 地域の活性化をはかり、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
 - (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備にあたっては、地域の実情等を十分に勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
 - (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進
 - (3) 港湾・海岸の基盤整備促進
 - (4) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る新駅設置及び連続立体交差事業の推進に必要な支援措置
 - (5) 地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備促進
- 2 高速道路の無料化にあたっては、その他の交通機関の経営に与える影響を勘案し、減収に対する補てんを行うこと。また、地方における道路整備が着実に推進できるよう道路整備財源を安定的に確保すること。
- 3 下水道の普及拡大、整備促進やさらなる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 管渠等の整備をはじめ、浸水対策や老朽化する下水道施設の耐震化及び改築・更新について、必要な財政措置を講じること。また、合流式下水道改善事業の猶予期間についてでは事業の進捗状況を踏まえ、柔軟に対応すること。
 - (2) 流域下水道事業に関連する市町村が合併により单一市町村となった後も、引き続き都道府県が施設管理を行えるよう制度改正を図ること。
 - (3) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備事業に対する財政措置を拡充すること。また、同一敷地内での親子世帯別住宅における合併浄化槽等による水洗化を実現するため建築基準法(施行令)の基準緩和を図ること
- 4 安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新、施設の耐震化や安全強化及び簡易水道事業の上水道への統合について、十分な財政措置及び補助対象事業の条件緩和を図るとともに、水道事業の経営健全化のため、起債の融資条件及び借換制度の条件緩和を図ること。
- 5 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更により事業費が増額され自治体財政に大きな負担と不安を招いている現状に鑑み、利水者負担限度額の設定や利水者負担額の軽減を図ること。
- 6 地域公共交通としてのコミュニティバスを継続的に実施できるよう、財政措置等の拡充を図ること。
- 7 定住自立圏構想に対する支援内容の充実及び適切な財政措置を講じるとともに、圏域全体の活性化を図るため、制度の見直しを図ること。また定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域事業圏事業に係る支援策を講じること。

- 8 社会資本整備総合交付金について、今後の一括交付金化の制度設計との関連に留意するとともに、必要な都市基盤整備を効率的かつ適切に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- 9 関西空港と伊丹空港の経営統合後の運用の基本的なあり方を巡り、両空港が立地する自治体関係者のみではなく、圏域内の他の空港も含めた総合的な空港サービスが体系的かつ適切に各地に提供されるよう、広く利用圏域全体を巻き込んで議論する場を確保し、意見調整を図ること。
- 10 合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、合併特例債について発行可能期間の延長等の措置を講じるとともに、元利償還金に対する普通交付税の所要額を確保すること。

議案第5号 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

- 1 東南海・南海地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を推進するため、一層の財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 避難施設・防災拠点施設、避難路等の耐震化、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化など防災上必要な整備に対し十分な財政措置を拡充するとともに、一般家庭における防災対策を促進するために必要な措置を講じること。
 - (2) 老朽化した井堰の早期改築のために必要な措置を講じるとともに防潮(波)堤並びに防潮水門の早急な整備など、津波対策の強化を図ること。
 - (3) ため池の決壊対策事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の着実な整備促進を図るため、財政措置の拡充を図ること。
 - (4) 東南海・南海地震防災対策推進地域など著しい地震災害が生ずる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。
 - (5) 大規模な浸水被害や水難事故をもたらす局地的豪雨に対する総合的な対策について十分な財政措置を講じること。
 - (6) 洪水等の災害時における市町村の役割等に鑑み、国が管理する河川においても市町村長の意見が反映される仕組みを構築すること。
 - (7) 災害復旧事業にかかる事務費について、必要な財政措置を講じること。
- 2 公立学校施設の耐震化を着実かつ早急に推進するため、耐震化を目的とする改築事業等について、実態に即した補助単価の見直し、補助率の嵩上げ措置対象施設の基準緩和及び適用期間の延長を図るとともに、十分な財源及び建築資材等を確保すること。また、公立学校施設の大規模改修事業及び公立保育所の耐震化に対する財政措置を拡充すること。
- 3 東北地方太平洋沖地震による原子力災害発生の原因究明を行い、原子力発電施設の安全基準の見直しを行うとともに、事故発生時の避難区域の設定や広域的な住民避難などの対応、さらには事故に起因する観光・物産に対する風評被害や経済活動低下に対する支援や補償など、総合的な対策を早急に検討すること。また、大規模自然災害時における通報システムを再構築し、迅速かつ適切な情報開示を徹底すること。
- 4 健康被害を早期に発見できる健診方法の確立など、アスベスト対策に関する調査研究を一層推進し、健康被害の拡大を防止するとともに、次の項目について早急に措置を講じること。
 - (1) 今後の被害を未然に防止するため、アスベスト対策に係る環境基準を設定すること。
 - (2) 大気中のアスベスト濃度の測定方法について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。
 - (3) トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路、使用実態等を明らかにすること。
- 5 高病原性鳥インフルエンザについて、防疫体制の強化や風評被害防止に関する万全の対策を講じるとともに、移動制限等による農家の損失や市町村が行う対策経費に対して十分な財政措置を講じること。

議案第6号 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

- 1 環境保全や自然保護の観点から、琵琶湖の総合的な保全のための行動計画を着実に推進するため、財政措置を拡充するとともに、森林整備の担い手確保・育成のため「緑の雇用担い手対策事業」の一層の推進を図ること。
- 2 地域間の情報格差を是正するために整備した情報通信基盤設備の維持管理について、必要な財政措置を講じること。
- 3 土地行政の根幹をなす地籍調査事業の推進を図るため、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に行えるよう必要な措置を講じること。
- 4 企業誘致事業に対する固定資産税の減免による減収補填措置のみならず、企業用地へのアクセス整備や誘致企業への助成等の財政負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- 5 過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）の活性化を図るため、地域の実情に即した総合的かつ積極的な対策や必要な財政措置を講じること。
- 6 外国人労働者問題や多文化共生施策など外国人に関する施策を総合的に推進すること。
- 7 住民票や戸籍謄本等の不正請求を防止するため、さらなる罰則強化等を行うとともに、請求時に被請求者の承諾書等の添付を義務付けるなどの措置を講じること。また、養子縁組制度を悪用した虚偽の届出等を未然に防止する法改正を行うこと。
- 8 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理にかかる財政措置の拡充を図ること。また、外国人住民を住民基本台帳法の対象に加える法改正に伴うシステム改修費等に対して十分な財政措置を講じるとともに、十分な準備期間を設け、きめ細かな周知を行うこと。
- 9 廃棄物処理施設について、新たな施設整備を伴わない解体撤去についても財政措置を講じること。また、施設の修繕等に対する対象要件を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 10 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
- 11 バイオマス利活用の推進・普及を図るため、財政措置を拡充すること。
- 12 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、国において早急に公契約法に関する基本の方針等を策定すること。
- 13 有害鳥獣による農作物被害について、地域の特性に応じた対策を講じるとともに、十分な財政措置を図ること。
- 14 農業生産活動の持続と農村環境等の保全のため、農業水利施設の計画的改修等に必要な財政措置を講じること。また、農地・水・環境保全向上対策事業の継続性を確保すること

- 15 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等について十分な対策を講じができるよう、特別措置法の期限を延長すること。
- 16 家電リサイクルにおいて、不法投棄を防止する仕組みを構築すること。また、容器包装リサイクルにおいて、発生抑止・再使用を中心とした仕組みを構築すること。
- 17 安全で快適な地域社会の実現と産業振興のために一般廃棄物及び上下水汚泥の最終処分場の確保について、積極的に支援すること。
- 18 国と地方の役割に応じた環境関連税を創設するとともに、森林整備・保全については国の責任のもとで実施すること。
- 19 農業者戸別所得補償等の農業・農村振興にかかる制度の整理統合を図ること。また、米粉の安定した流通及び利用促進のための総合的な支援策を講じること。
- 20 農業を産業として成り立たせ、農山村の多面的機能を發揮するため、農業農村事業について十分な財政措置を講じること。
- 21 中小企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するため、適用基準の緩和を含めた金融対策の拡充を行うこと。
- 22 総合特区制度について積極的な推進を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 23 地方における観光政策を推進するための環境整備等に対して総合的な支援を充実すること。
- 24 地域の歴史的環境の保全・充実を図るため、財政措置を拡充すること。